

声明

2014年10月10日  
全国保険医団体連合会  
非核平和部長 永瀬 勉

今こそ憲法9条を軸に平和的外交を！

—Nobel Peace Prize nominate—

10月10日、ノルウェー・ノーベル委員会はノーベル平和賞の選考を行った。同平和賞は、1901年よりノーベルの遺言に従って、ノーベルの命日である12月10日に「国家間の友好関係、軍備の削減・廃止、及び平和会議の開催・推進のために最大・最善の貢献をした人物・団体」に与えられる。

「憲法第9条を保持する日本国民」がノーベル平和賞にノミネートされた。

日本国民は、先の侵略戦争への痛苦の体験・反省から、他国への侵略・武力行使を自ら禁じ、戦力を保持しないこと世界に宣言した。

日本国民が戦後69年間、憲法9条の宣言を守り、武力により一人も殺し殺されることがなかった。69年間の“非戦”体験は、国際紛争を解決する手段として、現実的かつ真剣に受け止められていることもノミネートされた所以ではなからうか。

安倍首相は、国内では、7月1日に、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、その後も日米防衛協力のガイドライン見直しやその法制化に向けた動きを加速させる暴走政治を続けている。

一方、海外でも領土問題や従軍慰安婦問題など、中国、韓国など北東アジア諸国との緊張を悪化させる外交を続け、米軍追隨の安全保障政策が最重要としている。

大国間、地域における国と国とが経済的に緊密になる中、国家間の戦争・紛争より、貧困格差、資源争奪を理由とするテロや紛争が起こり新たな脅威であるが、こうしたテロや紛争は、決して武力行使一辺倒では解決せず、武力行使は憎しみの連鎖、新たなテロを生み出しているのが現実である。

ノーベル平和賞がノミネートされた今こそ、安倍首相が日本国憲法9条の精神を世界に広めること、平和的・外交的努力を重ね、国際紛争を解決していくことを求める。

以上